

議案参考資料

[平成 31 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

工 務 課 工 務 係

議案名

議案第 6 号 桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

学校教育法の一部改正による水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、また、技術士法施行規則の一部改正に伴い、技術士試験の第二次試験の科目について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

1 水道法で設置が義務付けられている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、専門職大学前期課程修了者を加えるものです。

※ 学校教育法の一部改正において、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が新設されました。この改正に伴い、水道法施行令が一部改正され、条例で参酌すべき布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について専門職大学前期課程修了者が加えられました。

2 上下水道の技術士試験の第二次試験について、選択科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されたため、「水道環境」を削除します。

※ 技術士法施行規則が一部改正され、技術士試験の第二次試験において、選択科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されました。

(施行期日：平成 31 年 4 月 1 日)

背景・経過

学校教育法の一部改正に伴い、平成 29 年 9 月 1 日に水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。

平成 29 年 12 月 28 日に技術士法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。